

告 示

埼玉県告示第三百六十五号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 件名

所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 令和五年四月二十七日（木）十三時から十五時まで

狭山市役所二階二〇三会議室

イ 令和五年四月二十七日（木）十六時から十八時まで

瑞穂町元狭山コミュニティセンターホールA・B

ウ 令和五年四月二十八日（金）十三時から十五時まで

所沢市こどもと福祉の未来館 ボランティア活動室一号・二号

エ 令和五年四月二十八日（金）十六時から十八時まで

入間市役所 第四委員会室

三 都市計画決定権者の名称

所沢市

四 意見を聴こうとする事項

所沢市が作成した所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見